

平成 26年 10月 17日

務 第 2 2 9 8 号

警 察 本 部 長

職員の外出、外泊について

(概要)

本通達は、埼玉県警察 処務規程 (昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号) 第27条の運用について定めている。